四二　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件　一八　39　二一
四三　生物学的製剤基準の一部を改正する件　二六　五
四四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件　二七　八
四五　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　二七　50　九六
四六　労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二七　50　一九
四七　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二八　九
四八　不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　二八　52　二六三
四九　日本薬局方の一部を改正する件　二八　52　二六八
五〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二八　52　二六

五一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件　二八　52　二六八
五二　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二八　52　二九
○厚生労働省、農林水産省
一　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の認可の件　二五　三
○農林水産省
三四二―三五五　保安林の指定施業要件を変更する件　三　四
三五六　家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　三　25　一七
三五七　肥料を登録した件　三　25　一八

三五八　肥料の仮登録の有効期間を更新した件　三　25　一八
三五九―三七六　保安林の指定施業要件を変更する件　四　三
三七七―三七八　農薬を登録した件　五　四
三七九　農薬の登録が失効した件　五　四
三八〇―三八六　保安林の指定をする件　五　五
三八七　保安林の指定を解除する件　五　六
三八八―三九八　保安林の指定をする件　一〇　三
三九九　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一一　六
四〇〇―四〇八　保安林の指定施業要件を変更する件　一一　八
四〇九　肥料の登録の有効期間を更新した件　一二　二
四一〇　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　一二　五
四一一　肥料の登録が失効した件　一二　五
四一二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件　一二　33　四一
四一三　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　一二　33　四二
四一四　肥料を登録した件　一三　三
四一五―四二一　保安林の指定をする件　一三　四
四二二　保安林の指定を解除する件　一四　八

四二三　登録特定飼料等製造業者の主たる事務所の所在地の変更の届出があった件　一四　八
四二四　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一七　五
四二五　うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定める件　一七　六
四二六―四三一　保安林の指定をする件　一七　六
四三二　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　七
四三三―四四〇　保安林の指定を解除する件　一九　五
四四一―四四七　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　六
四四八　令和元年八月一日から令和二年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限を定める件　二〇　五
四四九　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二〇　五
四五〇　衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の一部を改正する件　二〇　42　三七
四五一―四五三　農薬を登録した件　二一　五
四五四　農薬の登録が失効した件　二一　六
四五五　肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　二一　44　六四